

少額随意契約の基準額の改定について

契約の種類	金額（改正前）	金額（改正後）
1 工事又は製造の請負	130 万円	200 万円
2 財産の買入れ	80 万円	150 万円
3 物件の借入れ	40 万円	80 万円
4 財産の売払い	30 万円	50 万円
5 物件の貸付け	30 万円	30 万円
6 前各項に掲げるもの以外のもの	50 万円	100 万円

令和7年6月1日より施行